

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課) <2・6 掲示>	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (") <" >	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	2
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更の届出 (")	3
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (")	4
○保安林の指定予定の通知 (3件) (治山林道課)	5
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	6
入札公告	
○一般競争入札 (不用パソコンの売払い) の公告 (教育委員会事務局教育政策課)	6
落札公告	
○落札者等の公告 (情報政策課)	7

告 示

高知県告示第78号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成22年2月6日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

矢井賀加入区

高知県告示第79号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成18年2月高知県告示第97号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成22年2月5日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年2月6日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

矢井賀加入区

高知県告示第80号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成22年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970103655	合同会社 居宅介護支援事業所りん	高知市秦南町二丁目18番4号	平成21年7月1日	居宅介護支援事業所りん	高知市秦南町二丁目18番4号	居宅介護支援
3970103663	株式会社 訪問介護ステーション・ロング・ライフ	高知市塩屋崎町二丁目2-1	〃	株式会社 訪問介護ステーション・ロング・ライフ	高知市塩屋崎町二丁目2-1	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970103671	有限会社 なのはなプラン	高知市介良乙3067番地6	〃	デイサービスえちぜん・なの花	高知市越前町一丁目6-32	通所介護 介護予防 通所介護
3970900274	株式会社 マサキ・ウェルフェア	高知市春野町平和3393番地11	〃	株式会社 マサキ・ウェルフェア西南事業所	宿毛市平田町東平一丁目5番11号	福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
3971100106	株式会社 香南大地	香南市野市町大谷530番地	〃	ケアサポートきらら	香南市野市町大谷530番地	居宅介護支援
3970103648	社会福祉法人C I J福祉会	高知市長浜6598-4	平成21年8月1日	訪問介護事業所桂浜	高知市長浜4444-1	訪問介護 介護予防 訪問介護

						通所介護事業所桂浜	〃	通所介護 介護予防 通所介護
						居宅介護支援事業所桂浜	〃	居宅介護支援
3970103689	有限会社 ナースケア	高知市永国寺町1番1号 ミニパークビル601号	〃	デイサービスセンターナースケアライフ	高知市永国寺町1番43号 ハイッ永国寺2F	通所介護 介護予防 通所介護		
3970100834	財団法人 ソーシャルサービス協会	東京都新宿区百人町四丁目7番2号	平成21年8月15日	財団法人 ソーシャルサービス協会高知事業所	高知市大原町109-201	介護予防 訪問介護		
3970103697	有限会社 ほうじゅ	高知市西秦泉寺257番地6	〃	デイサービスおりづる	高知市西秦泉寺257番地6	通所介護 介護予防 通所介護		
3970101923	有限会社 ケアコミュニケーション	高知市瀬戸二丁目13番47号	平成21年8月24日	居宅介護支援事業所ふれあい	高知市瀬戸二丁目13番47号	居宅介護支援		
3960190399	社会福祉法人香南会	香南市赤岡町1160番地1	平成21年9月1日	指定訪問看護ステーションみなみ風	高知市長浜字イナハ4981番地	訪問看護		
				指定介護予防訪問看護ステーションみなみ風	〃	介護予防 訪問看護		
3970103721	〃	〃	〃	ヘルパーステーションうみ風	〃	訪問介護 介護予防 訪問介護		

3970102624	株式会社 みのり	高知市役知町19 番地15号	〃	デイサー ビスみの り	高知市北本町四 丁目3番36号	通所介護 介護予防 通所介護
3970103705	社会福祉 法人山寿 会	高知市円行寺52 -10	〃	在宅ケア センター はづき	高知市南金田15 -12	居宅介護 支援
3970200246	株式会社 タケザキ	室戸市羽根町乙 1262番地1	〃	ヘルパー ステーシ ョンひま わり	室戸市領家4- 6	訪問介護 介護予防 訪問介護
				居宅介護 支援事業 所花みず き	〃	居宅介護 支援
3970400531	株式会社 奈花伊	南国市大桶乙 1253番地1	〃	ヘルパー ステーシ ョンたけ のこ	南国市大桶乙 1253番地1 テ ィアレ中沢103 号	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970400549	社会福祉 法人和香 会	南国市稲生1303 -1	〃	ケアハウ ス白山荘	南国市稲生1303 -1	特定施設 入居者生 活介護 介護予防 特定施設 入居者生 活介護
3970103739	株式会社 幸	高知市大津乙 1212番地7	平成21年9 月30日	デイサー ビスセン ター幸の つどい	高知市大津乙 1212番地7	通所介護 介護予防 通所介護

高知県告示第81号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第1項、第82条第1項、第99条第1項及び第115条の5第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成22年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 事業所の名称の変更

介護保険事業所番号	事業所の旧名称	事業所の新名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
3952580029	医療法人高幡会老人保健施設あけぼの	医療法人高幡会介護老人保健施設あけぼの	高岡郡四万十町古市町6番12号	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設	平成20年4月1日

2 事業所の所在地の変更

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	サービスの種類	変更年月日
3970101899	ふくし生協居宅介護支援事業所	高知市秦南町二丁目18番4号	高知市河ノ瀬町30-1 サンアースビル2階北	居宅介護支援	平成21年7月1日
3972400653	サポートセンターほのか	吾川郡仁淀川町大崎264-2	吾川郡仁淀川町土居甲921-1	訪問介護 介護予防 訪問介護 居宅介護支援	平成21年7月11日
3970102863	株式会社かどや商会高知事務所やさしいまち工房	高知市薊野西町一丁目25-25 ラ・クレール薊野102号	高知市宝町30-9 三英マンション2階	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成21年8月20日
3971000132	居宅介護支援事業所あかね	四万十市中村京町3-10 楓ビル3階	四万十市具同田黒三丁目8番10号	居宅介護支援	平成21年9月1日
39701	有限会社あいあ	高知市朝倉甲128	高知市百石町四丁	居宅介護	平成21年9

02210	い	-1 西村アパー ト2F3号	目3-10	支援	月11日
-------	---	-------------------	-------	----	------

高知県告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成22年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970102673	社会福祉法人C I J福祉会	高知市長浜6598-4	平成21年7月31日	訪問介護事業所桂浜	高知市長浜6598-4	訪問介護 介護予防 訪問介護
				通所介護事業所桂浜	〃	通所介護 介護予防 通所介護
				居宅介護支援事業所桂浜	〃	居宅介護 支援
3971200047	医療法人佐野会	香美市土佐山田町東本町三丁目2番41号	平成21年8月31日	訪問リハビリテーションさの	香美市土佐山田町東本町三丁目2番41号	訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション
3910114234	医療法人弘仁会	高知市神田660-7	平成21年9月30日	岡林病院	高知市神田598	短期入所療養介護 介護予防 短期入所療養介護
3970101873	大洋文具株式会社	高知市南久保8番14号	〃	タイヨーケアサービス	高知市南久保8番14号	福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与 特定福祉

						用具販売 特定介護 予防福祉 用具販売
3970102848	社会福祉法人香南会	香南市赤岡町1160-1	〃	ケアプランセンターさゆり	高知市仁井田字東挽地2158-1	居宅介護 支援
3970500025	土佐市	土佐市高岡町甲2017-1	〃	土佐市デイサービスセンター陽だまり	土佐市高岡町甲1792-2	通所介護 介護予防 通所介護
3970500397	有限会社四季	高知市春野町弘岡中357番7	〃	デイサービスなごみ館	土佐市高岡町甲73番地1	通所介護 介護予防 通所介護
3972100485	あんず合資会社	香南市野市町下井1297-9	〃	あんず居宅介護支援事業所	香南市野市町西野2300-3 いとうコーポ1階西	居宅介護 支援

高知県告示第83号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
宿毛市小筑紫町大海字ハエ崎2536の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハエ崎2536の1（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐下家地字ランヂトヲ160、字フナガサコ169の1、1952の4、字ホホノ木ノサコ1951の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ランヂトヲ160・字フナガサコ169の1・1952の4・字ホホノ木ノサコ1951の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐江川字上松ノ木山4621
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上松ノ木山4621（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第84号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町穴内字下タ高モリ2903の2、4028の1、4028の2、字下タ沢ノ本4021
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下タ高モリ4028の1（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
土佐郡土佐町上津川字押谷165の26、168の6
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字押谷165の26・168の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
土佐郡大川村高野字クロヌタ37、39の1、248の7、251の1、251の9、251の11
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字クロヌタ39の1・248の7・251の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第85号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水下分字山神林ノ上ミ900
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山神林ノ上ミ900（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水上分字平井川1083

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平井川1083(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町土居字アヤマ乙1085、乙1086の2、乙1087の4

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字アヤマ乙1085・乙1086の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、山田北部土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成22年2月9日
高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	千頭 顯	香美市土佐山田町須江197

入 札 公 告

不用パソコンの売払いについて、次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年2月9日
高知県教育長 中澤 卓史

- 1 入札に付する事項
- (1) 売払い物品の名称及び数量
一般業務用パソコン 693台
 - (2) 売払い物品の機種名及び台数
入札説明書による。
 - (3) 売払い物品の引渡場所
高知県教育センター
 - (4) 売払い物品の引渡期限
平成22年3月23日
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に記載されている者であること。
 - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第

- 638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書に関する問い合わせ先
郵便番号781-5103
高知市大津乙181
高知県教育センター
電話番号088-866-3890
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
平成22年2月9日(火)午前9時から同月24日(水)午後5時まで
イ 交付方法
高 知 県 教 育 セ ン タ ー ホ ー ム ペ ー ジ
(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310308/>)からのダウンロードによる。
 - (3) 入札参加意思確認書の提出期限及び提出方法
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加意思確認書を平成22年2月24日午後5時までに(1)の契約条項を示す場所に持参又はファクシミリ(送信後、電話で着信を確認すること。)により提出すること。
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成22年3月5日(金)午前10時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成22年3月4日(木)午後4時までに(1)の契約条項を示す場所に必着すること。
イ 場所
高知市大津乙181 高知県教育センター第10研修室
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
免除する。
イ 契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第39条及び第40条の規定による。
 - (2) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (3) 落札者の決定方法
規則第15条の規定により決定された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成22年2月18日(木)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(6) 詳細は、入札説明書による。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年2月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
一般業務用ノート型パソコン 553台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル
- 3 落札者を決定した日
平成22年1月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
月額 422,940円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成21年12月11日